

特命随意契約理由書

595

件 名	エリアマネジメント団体ガイドライン検討・策定支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区では、令和3年5月に改定した「千代田区都市計画マスタープラン」を基に、令和4年6月に「千代田区ウォークアブルまちづくりデザイン」を策定する等、「つながる都心」の実現に向け、様々な事業を展開しており、令和5年3月には「エリアマネジメント活動推進ガイドライン」を策定している。 本業務は、「エリアマネジメント活動推進ガイドライン」に基づき、エリアマネジメント団体の設立方法や設立後のエリアマネジメント団体の運営方法について検討を行う千代田区エリアマネジメント団体ガイドライン検討会（以下「検討会」という）を効果的かつ効率的に運営するとともに、エリアマネジメント団体に関する最新の動向や区の現状・課題を把握し、必要なデータの収集・分析や助言・資料作成等を行い、エリアマネジメント団体ガイドライン（以下「ガイドライン」という）策定作業を支援することを目的とする。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和6年度 (令和6年5月20日付6千環景都発25号) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要項第8条第1号 3 継続年数 初年度 プロポーザルによって選定された下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社ポリテック・エイディディ 住 所 東京都中央区新富一丁目18番8号
※ 契約年月日	令和 6 年 6 月 3 日
※ 契約金額	10,780,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
担 当 課	環境まちづくり部 景観・都市計画課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

600

件 名	区立小中学校校務端末導入
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	教職員の人員の増減に伴い、校務端末や周辺機器等の導入作業を行う。
選 定 理 由	令和2年度に ICT 学校教育システムの回線、システム基盤、基盤系ソフトウェアやサービス等の構築・導入作業および、保守・運用業務について実施した公募型プロポーザル（令和3年3月17日、2千子指導発第999号決裁）の結果、下記業者に決定した。 本件、学習用タブレット端末導入作業は I C T 学校教育システムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれがある。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法人名 株式会社 JMC 所 在 地 東京都港区浜松町 1-30-5
※ 契約年月日	令和 6 年 6 月 4 日
※ 契約金額	3,366,000 円 (税込)
契 約 期 間	契約締結日の翌日～令和6年7月31日
担 当 課	子ども部 指導課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

603

件 名	防災行政無線設置業務（お茶の水小学校）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	お茶の水小学校の竣工に伴い、防災行政無線を設置する
選 定 理 由	防災行政無線機器類は、ハード、ソフトの総合的な運用管理が前提となる。本件の機器は、既存の防災無線システムと密接不可分の関係にあり、当該システム及び機器の納入者以外に設置させると、既存の防災無線の運用に著しく支障が生じる恐れがある。 以上の理由により、防災行政無線の納入業者である下記業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 田中電気株式会社 住 所 千代田区外神田 1 - 1 5 - 1 3
※ 契約年月日	令和 6 年 6 月 5 日
※ 契約金額	1,824,900 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 6 年 9 月 3 0 日
担 当 課	政策経営部災害対策・危機管理課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているもので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

556

件 名	資源化業務に係る古紙・びん・缶等の売却（6月分）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u> （売却）
工 事 場 所 （工事案件のみ）	
概 要	区内で回収された資源物を売却できるよう処理をした後、再生資源として資源化ルートに乗せるものである。
選 定 理 由	（1）資源回収・資源化業務の受託業者であり、同一業者が本業務を実施することにより、効率的に資源化ルートに乗せることができる。 （2）清掃事業が東京都から千代田区に移管される平成12年度以前から資源回収をしているという実績もあり、平成12年3月27日には「長年にわたり培ったお互いのパートナーシップに基づき、今後ともごみ減量・リサイクル事業推進について、必要に応じ協議するものとする」とした協定書を交わしている。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 千代田区リサイクル事業協同組合 住 所 東京都千代田区飯田橋2-12-1
※契約年月日	令和 6 年 6 月 1 日
※契約金額	2,423,350 円（消費税を含む）※支出限度額（単価契約）
契約期間	令和6年6月1日から令和6年6月30日まで
担 当 課	千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

648

件 名	学校等欠席者・感染症情報システムと校務支援システムを繋ぐ中継サーバ導入業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	日本学校保健会が構築し自治体向けに開放している学校等欠席者・感染症情報システムと校務支援システムを繋ぐ中継サーバを構築し導入する。
選 定 理 由	学校等欠席者・感染症情報システムは、日本学校保健会が構築し各自治体向けに開放しているシステムであるが、システムの導入にあたっては、株式会社エスイーシーが窓口となっており、他の事業者へ委託をすることは不可能であるため、契約の相手方として指定したい。
契約の相手方	名 称：株式会社 エスイーシー 所在地：函館市末広町 22 番 1 号
※ 契約年月日	令和 6 年 6 月 3 日
※ 契約金額	1,650,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 6 年 9 月 30 日まで
担 当 課	子ども部指導課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

658

件 名	感染症情報システム連携に係る各種設定・保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	EDUCOM マネージャーC4th に入力された欠席理由が自動的に感染症情報システムに反映されるように、システムの連携強化を行う。
選 定 理 由	令和2年度に ICT 学校教育システムの回線、システム基盤、基盤系ソフトウェアやサービス等の構築・導入作業および、保守・運用業務について実施した公募型プロポーザル（令和3年3月17日、2千子指導発第999号決裁）の結果、下記業者に決定した。 本件、感染症情報システム連携に係る各種設定・保守業務は I C T 学校教育システムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれがある。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法人名 株式会社 JMC 所 在 地 東京都港区浜松町 1-30-5
※ 契約年月日	令和 6 年 6 月 3 日
※ 契約金額	3,413,630
契 約 期 間	契約締結日の翌日～令和7年3月31日
担 当 課	子ども部 指導課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

660

件 名	小学校教師用後期指導書の購入
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品： <u>物品</u> ・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	小学校教科書の採択替えがあったため、教員用の指導書を一齐に購入する。
選 定 理 由	教科書及び指導書については、公共性の高さから安定的で迅速且つ正確な供給が必要である。そのため各教科書発行会社は地区ごとに特定の民間業者と供給契約を交わして、需要数の把握、学校への配送、返送、需給調整などを行っている。 本指導書の購入先も、千代田区の特約供給所である一社に特定される。そのため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	所在地：東京都大田区南千束1-12-4 名 称：東京教科書供給株式会社
※ 契約年月日	令和 6 年 6 月 19 日
※ 契約金額	7,670,520 円（消費税を含む）
納 入 期 限	令和6年9月20日
担 当 課	子ども部指導課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	庁有車の再リース賃借（一般車）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区全体の業務及び災害時緊急対車両を確保するため再リースする。
選 定 理 由	当該車両については平成 30 年度、賃借先を競争入札により下記業者に決定し、平成 30 年 7 月 2 日から長期継続契約により賃借していた。契約が満了となる令和 5 年からは電気自動車の導入について検討したが、当該車両同等の電気自動車についての製造について見通しが立たないことが確認されたため、当該車両が極めて稼働良好な状態であったこともあり再リースすることが最善の方法と結論付けられ、下記事業者と引き続き再リース契約を結ぶこととした。今年度（契約期間は令和 6 年 7 月 2 日～令和 8 年 7 月 1 日）においても、下記事業者を引き続き契約の相手方とする。
契約の相手方	名称 日本カーソリューションズ株式会社 <u>東京営業部</u> 住所 東京都千代田区外神田四丁目 14 番 1 号
※ 契約年月日	令和 6 年 6 月 20 日
※ 契約金額	1,314,720 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 6 年 7 月 2 日から令和 8 年 7 月 1 日
担 当 課	施設経営課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	庁有車の再リース賃借（教育車）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区全体の業務及び災害時緊急対車両を確保するため再リースする。
選 定 理 由	当該車両については平成 30 年度、賃借先を競争入札により下記業者に決定し、平成 30 年 7 月 2 日から長期継続契約により賃借していた。契約が満了となる令和 5 年からは電気自動車の導入について検討したが、当該車両同等の電気自動車についての製造について見通しが立たないことが確認されたため、当該車両が極めて稼働良好な状態であったこともあり再リースすることが最善の方法と結論付けられ、下記事業者と引き続き再リース契約を結ぶこととした。今年度（契約期間は令和 6 年 7 月 2 日～令和 8 年 7 月 1 日）においても、下記事業者を引き続き契約の相手方とする。
契約の相手方	名称 日本カーソリューションズ株式会社 <u>東京営業部</u> 住所 東京都千代田区外神田四丁目 14 番 1 号
※ 契約年月日	令和 6 年 6 月 20 日
※ 契約金額	1,314,720 円（消費税を含む）
契約期間	令和 6 年 7 月 2 日から令和 8 年 7 月 1 日
担 当 課	施設経営課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

675

件 名	庁有車の再リース賃借（広報車）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区全体の業務及び災害時緊急対応車両を確保するため再リースする。
選 定 理 由	当該車両については平成 30 年度、賃借先を競争入札により下記業者に決定し、平成 30 年 8 月 1 日から長期継続契約により賃借していた。契約が満了となる令和 5 年からは電気自動車の導入について検討したが、当該車両同等の電気自動車についての製造について見通しが立たないことが確認されたため、当該車両が極めて稼働良好な状態であったこともあり再リースすることが最善の方法と結論付けられ、下記事業者と引き続き再リース契約を結ぶこととした。今年度（契約期間は令和 6 年 8 月 1 日～令和 8 年 7 月 31 日）においても、下記事業者を引き続き契約の相手方とする。
契約の相手方	名称 三菱オートリース株式会社 住所 東京都港区芝五丁目 3 3 番 1 1 号
※ 契約年月日	令和 6 年 6 月 20 日
※ 契約金額	1,547,040 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 6 年 8 月 1 日から令和 8 年 7 月 31 日
担 当 課	施設経営課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	街頭ビジョンにおける食中毒予防映像の放映事業
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託 その他（ ）
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	食品衛生月間および歳末監視事業の普及啓発事業として、街頭ビジョンで食中毒予防のための情報提供を行う。
選 定 理 由	有楽町に設置されている街頭ビジョンは、ビックカメラのみである。もう1か所は、価格や訴求効果を考慮した結果、秋葉原駅付近のビックカメラに設置されている街頭ビジョンが適切であると判断した。 これら街頭ビジョンについては、放映内容や日程の調整並びに価格決定をすべて指定の代理店1社が行っている。この代理店に見積もりを依頼したところ、同社ホームページで公表されている金額に比してはるかに低い価格を提示された。この価格は、同社が他社に提供するより低い価格であり、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約できると認められる。 以上の理由により、指定代理店である下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社ビスメディア 住 所 千葉県千葉市中央区中央3丁目8-8 中央CIB6階
※ 契約年月日	令和 6年 6 月 26 日
※ 契約金額	1,320,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和6年12月28日まで
担 当 課	保健福祉部 生活衛生課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 7 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

684

件 名	3階ジョブサポートシャワー用温水器取替作業
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託 その他（ ）
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎3階ジョブ・サポート・プラザちよだ内に設置してあるシャワー用の温水器が経年劣化で不具合を起こしているため、交換修理を行う。
選 定 理 由	本件は、九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎3階のジョブ・サポート・プラザちよだ内に設置してあるシャワー用温水器の交換修理である。下記事業者は、本庁舎の建築設備管理業務を受託しており、本庁舎の設備、システムについて他業者よりも精通している。 また、作業終了後のアフターサービスや不具合等が発生した際の迅速な対応が期待できる。以上の理由により、下記事業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	株式会社シミズ・ビルライフケア 東京都中央区京橋二丁目10番2号 め利彦ビル南館
※ 契約年月日	令和 6 年 6 月 19 日
※ 契約金額	693,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和6年9月30日
担 当 課	政策経営部施設経営課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

646

件 名	西神田保育園園庭落下物防止ネット設置業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	西神田保育園園庭上部の落下物防止金網の上面に合成繊維ネットを設置し、園児の安全を確保する。
選 定 理 由	本件業務は、令和6年5月22日から断続的に発生している西神田保育園園庭への落下物に対応するため、園庭上部を囲む既設の落下物防止金網を覆う形で合成繊維ネットを設置するものである。 毎日通園する園児の安全を確保する必要があること、神田警察署から早期の対応を求められていることから、至急対策を講じる必要がある。 上記の条件で複数の事業者にご相談したところ、施設の現状を把握したうえで早期に実施可能な事業者は下記事業者のみであったため契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 ジャンボ株式会社 住 所 東京都千代田区飯田橋 2-18-1
※ 契約年月日	令和 6 年 6 月 6 日
※ 契約金額	1,210,440 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和6年7月5日
担 当 課	子ども部 子ども施設課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

645

件 名	保育施設等指導検査に係る支援業務（会計）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	令和6年度中に千代田区（以下「区」という。）が実施する保育施設等に対する指導検査において、会計、経理等に関する法令、慣例その他の専門的な知見に基づき、区の保育施設等に対する書面検査及び質問等の支援をし、区に報告する。
選 定 理 由	区は、保育施設等の適正な運営及び子どもに対する保育・教育の質の確保を目的として、保育施設等における保育・運営・会計の3部門について、子ども・子育て支援法等に基づく実地検査を実施している。 保育施設等指導検査の会計分野は、保育所を運営する事業その他の社会福祉事業等の会計業務に精通している公認会計士にその業務の一部を委託することが妥当である。 下記の者は、日本公認会計士協会において非営利法人委員会委員を長く務めており、社会福祉法人その他の非営利法人、社会福祉事業その他の非営利事業の会計業務を専門としている。 また、当該者は、日本公認会計士協会東京会より推薦を受けており、信頼性が高く委託先として適切である。 よって、当該者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 小澁 高清 住 所 東京都千代田区西神田二丁目5番9号 HIビル3階 小澁公認会計士・税理士事務所
※ 契約年月日	令和 6 年 6 月 7 日
※ 契約金額	1029600 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
担 当 課	子ども部子育て推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

特命随意契約理由書

760

件 名	飯田橋車庫清掃車両の修繕(品川 830 そ 227)
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	飯田橋車庫で所有している清掃車両(品川 830 そ 227)について、令和6年6月8日に運搬業務を行っている際に前の車に衝突したことでフロント部分等に損傷したため、当該車両の修繕を実施する。
選 定 理 由	飯田橋車庫では現在予備の清掃車を代用することで不足分を賄っているところであるが、緊急事態に備えて早急に損傷した車両を運転できる状態に整備する必要がある。下記業者は当該車両の定期点検を実施している業者であり、修繕箇所にかかるメンテナンス及び部品供給などの情報を熟知しているため、迅速かつ適切な対応ができる。 以上の理由から、下記業者を指定する。
契約の相手方	名 称 東輝自動車株式会社 住 所 東京都江戸川区篠崎町五丁目10番20号
※ 契約年月日	令和 6 年 6 月 12 日
※ 契約金額	801,185 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和6年8月31日
担 当 課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

709

件 名	至大荘行事に伴う医師派遣業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> ・その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	九段中等教育学校4学年生徒の至大荘行事において、現地滞在中、生徒に同行し急病やけが等に対応する医師を派遣する。
選 定 理 由	本業務は、生徒の至大荘行事における健康管理及び安全管理等に万全を期するため、専門知識をもつ医師を行事中の5日間駐在する業務である。また、本行事实施場所まで長時間拘束可能な医師の派遣が可能である事業者は下記事業者に限定される。 以上のことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法人名 株式会社 メドフェア 所 在 地 東京都港区赤坂8-4-14 青山タワープレイス8F
※ 契約年月日	令和 6 年 6 月 19 日
※ 契約金額	¥ 880,000 - (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和6年8月30日
担 当 課	九段中等教育学校経営企画室
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	庁有車の再リース賃借（区長車・議長車）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	特別職（区長・議長）の車両を確保するため再リースする。
選 定 理 由	当該車両については平成 31 年度、賃借先を競争入札により下記業者に決定し、平成 31 年 9 月 25 日から長期継続契約により賃借していた。契約が満了となる令和 6 年からは電気自動車の導入について検討したが、当該車両同等の電気自動車についての製造について見通しが立たないことが確認されたため、当該車両が極めて稼働良好な状態であったこともあり再リースすることが最善の方法と結論付けられ、下記事業者と引き続き再リース契約を結ぶこととした。今年度（契約期間は令和 6 年 9 月 25 日～令和 7 年 9 月 24 日）においても、下記事業者を引き続き契約の相手方とする。
契約の相手方	名称 トヨタモビリティサービス株式会社 住所 東京都中央区日本橋浜町 2-12-4
※ 契約年月日	令和 6 年 6 月 20 日
※ 契約金額	1,821,600 円（消費税を含む）
契約期間	令和 6 年 9 月 25 日から令和 7 年 9 月 24 日
担 当 課	施設経営課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	全庁 LAN システム機器構築業務(令和6年度拡張分)
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	全庁 LAN システムにおける仮想化共通基盤の CPU リソースのひっ迫を解消するため、新たな基盤を構築し、システムの安定運用を図るものである。
選 定 理 由	下記事業者は、全庁LANシステム・サーバーを設計・開発をした事業者であり、その後の運用保守業務及び各種拡張業務も引き続き行っている。 本システムの構築業務は、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、この業務を全庁LANシステム開発者以外の者に履行させた場合、責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、当該システムの運用に著しく支障があり、業務の履行を達成できない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：東日本電信電話株式会社 東京事業部 所在地：東京都港区西新橋三丁目22番8号
※ 契約年月日	令和 6 年 6 月 21 日
※ 契約金額	40,700,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日～令和6年11月30日
担 当 課	政策経営部情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

643

件 名	機械式自転車駐車場精算機のビルバリデータ交換業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	令和6年7月に改刷が行われる紙幣（以下、新紙幣）に対し、現在稼働中の機械式自転車駐車場精算機 18 台において新紙幣の読み取りができないため、新紙幣対応のユニットに交換及び設定し、精算機の新紙幣対応を図る。
選 定 理 由	区内の機械式自転車駐車場 16 か所の保守管理業務は、下記事業者が行っている。 放置自転車の発生を抑制するため本件業務の対象駐車場の精算機 18 台は 24 時間稼働をしており、稼働しながら機器の交換及び設定作業を行う必要がある。そのため、運営を委託している保守管理業務と密接不可分なものである。保守管理業務委託者以外に履行させると、利用者の対応に遅れが生じ、自転車駐車場管理運営に著しく支障が生じるおそれがある。 以上の理由から、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 サイカパーキング株式会社 住 所 東京都中央区日本橋小網町 7 番 2 号
※ 契約年月日	令和 6 年 6 月 24 日
※ 契約金額	2,465,100 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和6年11月28日
担 当 課	環境まちづくり部 環境まちづくり総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

720

件 名	番町小学校無線アクセスポイント設置作業
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	理科準備室と倉庫を普通教室3教室に改修し利用するに当たり、各種ネットワーク機器の移設、再設定作業を実施する。
選 定 理 由	区立小中学校ICT学校教育システムのサポート・保守業務について、令和2年度に実施した公募型プロポーザル（令和3年3月17日、2千子指導発第999号決裁）の結果、下記内定業者に決定した。 この事業者がICT学校教育システムを開発し、システムネットワークの配線および機器等設定作業を行った。 本件、アクセスポイント設置作業はICT学校教育システムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると、既存のICT学校教育システムの運用に著しく支障が生じるおそれがある。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法人名 株式会社 JMC営業部 所 在 地 東京都港区浜松町1-30-5
※ 契約年月日	令和 6 年 6 月 27 日
※ 契約金額	1202300 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日～令和7年3月31日
担 当 課	子ども部指導課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	庁内設置用キオスク端末新紙幣対応作業
種 類	物品：委託
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	令和6年7月3日から流通が予定されている、新一万円札、新五千円札、新千円札について、従来の紙幣と同様に使用できるよう、キオスク端末の対応作業を行うこと。
選 定 理 由	本システムの運用においては、機器のメーカーである下記事業者が新データーセンターを設置し、国、区と相互にデータ通信を行う。 本件システムの保守業務については、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。 上記理由により下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 シャープマーケティングジャパン株式会社 ビジネスソリューション担当 住 所 東京都港区芝浦一丁目2番3号
※ 契約年月日	令和 6 年 6 月 3 日
※ 契約金額	660,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和6年6月17日から令和6年7月31日まで
担 当 課	地域振興部総合窓口課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

728

件 名	電子決裁システムにおける移行データの抽出ほか業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	総合行政システムのリプレースに伴い、システム移行後の新環境下にてデータが過不足なく滞りなく業務を継続できるよう、データの抽出及び提供を受けることを目的とする。
選 定 理 由	下記業者は、現行の電子決裁システムを稼働させている構築・運用保守事業者であり、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外ではデータ抽出作業が不可能である。また、データの過不足など問題が発生した際の解決策究明等の対処が困難になる等、業務の履行担保が確保できない。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	会 社 名 株式会社 RKKCS 所 在 地 熊本県熊本市中央区九品寺一丁目5番11号
※ 契約年月日	令和 6 年 6 月 10 日
※ 契約金額	726,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和6年10月31日
担 当 課	政策経営部情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	特別展図録編集・印刷製本業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、令和 6 年度に開催される特別展「竹久夢二展（仮）」の図録について編集を行い、印刷を行うものである。
選 定 理 由	今回の特別展は、石川県の金沢湯涌夢二館と共催の巡回展として行うものである。そのため、事前協議において、両館で行われる展示のデザインや会場設営デザインは統一したもので開催することとなっている。 特別展は、令和 6 年 8 月に金沢で先行して実施することから、すでに金沢湯涌夢二館で先行してポスター・チラシ等の制作業務が行われている。両館共通となる図録の製作業務は、千代田区の担当であるが、デザインの統一を図るため、金沢でデザイン制作に携わる同一業者に制作を依頼することが不可欠である。 よって、下記業者を契約相手として指定する。
契約の相手方	名 称 藤田製本印刷株式会社 住 所 福井県福井市下馬 3 丁目 810
※ 契約年月日	令和 6 年 6 月 17 日
※ 契約金額	2,970,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 6 年 11 月 1 日まで
担 当 課	地域振興部文化振興課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

881

件 名	東京都知事選挙用公営ポスター掲示場補強及び撤去業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	令和6年7月7日執行東京都知事選挙の公営ポスター掲示場を維持管理するため、ポスター掲示場109箇所の補強点検をし、投票日以降に掲示板の撤去作業をする。
選 定 理 由	(1) 東京都知事選挙用公営ポスター掲示場設置業務の受託者は、掲示板の設置を完了できず、その後の業務についても確実な履行が見込めない。そのため急遽、選挙期間終了までポスター掲示場を維持管理できる事業者を選定する必要がある。 (2) ポスター掲示場の汚損・破損等の連絡があった場合、事務局の指示により、直ちに現場に向かい修理補強しなければならない。そのため区内の掲示板について設置方法や場所を熟知している事業者を選定する必要がある。 (3) 掲示板の撤去は、工作物、構築物、植木等に対し損傷を与えないよう原状回復ができる業者であることが必要である。 上記の条件について全ての条件を満たす業者は下記業者に限定される。以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社 広正社 住所 東京都葛飾区青戸6丁目1番13号
※ 契約年月日	令和 6 年 6 月 22 日
※ 契約金額	5,515,400 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和6年7月10日まで
担 当 課	選挙管理委員会事務局
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているもので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

特命随意契約理由書

980

件 名	区民歯科健診問診・記録票のペーパーレス化にかかる実証実験システムの構築及び運用・保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	現在、区民歯科健診の受診対象者（19 歳以上の区民）には区から複写式の受診券兼問診・記録票（以下、問診・記録票という。）を送付している。受診対象者が健診を受診する際は問診部分を記載したうえで、歯科医療機関に持参する。歯科医療機関は問診・記録票の確認を行い、診察後に結果を記入し、1 枚は医療機関控え、1 枚は受診者、1 枚を所属する歯科医師会に提出する。各歯科医師会で取りまとめられた問診・記録票を区が受領し、区の健康管理システムに健診結果をパンチ入力している。 紙の問診・記録票を使用し実施している区民歯科健診において、デジタル化を推進することで健診受診時等の利便性を向上させ健診受診率の増加を図る。また、医療機関、歯科医師会、千代田区においてタイムラグなく情報連携を行うことで3 者の事務負担の軽減も図る。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和6年度 (令和6年6月20日付 6千保健推発第279号) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第4号 3 継続年度 初年度 プロポーザル方式により選定した下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 ： 株式会社ミラボ 住 所 ： 東京都千代田区神田駿河台4-1-2 ステラ御茶ノ水ビル8階
※ 契約年月日	令和 6 年 6 月 24 日
※ 契約金額	1,287,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から 令和7年3月31日
担 当 課	保健福祉部 健康推進課

根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
---------	-----------------------

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約担当課で記入します。